

京田辺市監査公表第1号

定期監査等の結果に関する公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査等を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和6年3月12日

京田辺市監査委員 瀧山茂樹

京田辺市監査委員 榎本昂輔

定期監査等の結果に関する報告について

第1 監査の概要

令和5年度京田辺市監査実施方針及び年間監査計画、並びに京田辺市監査基準（令和2年京田辺市監査委員規程第3号。以下「監査基準」という。）に準拠し、次のとおり実施した。

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

総務部、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局及び固定資産評価審査委員会事務局所管の令和4年度財務に関する事務の執行

3 監査の着眼点

今回の監査は、法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行について、その事務が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施し、重点確認項目として定めた次の項目が適切に行われているかを確認した。

また、法第199条第2項の規定による、いわゆる行政監査の視点からも監査を行った。

「重点確認項目」

- (1) 京田辺市行政改革実行計画の重点プログラム事項の進捗状況について、事業管理が適切に行われているか。
- (2) 人事異動等の事務引継ぎが十分に行われているか。
- (3) 根拠法令等に基づいて事務が執行されているか。
- (4) 意思決定のプロセスは適切か。
- (5) 出張報告書が適切に作成されているか。

- (6) 文書管理事務が適切な時期に行われているか。
- (7) 支払期日から遅れて支出しているものはないか。
- (8) 切手等の使用や保管が適切に行われているか、また郵便物を発送する際の誤発送の防止対策等が行われているか。
- (9) 個人情報を含む申請書等の管理が適切に行われているか。
- (10) 業務委託に係る契約手続及び契約事項の履行が適正に行われているか、また財務に関する事務執行が適切に行われているか。
- (11) 公有財産の取得・処分・管理が適切に行われているか、また物品の購入や保管に関する事務が適切に行われているか。
- (12) 歳入歳出外現金の取扱が適切に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査の実施については、あらかじめ対象部局に係る資料の提出を求めて書類調査を行い、その調査内容について監査等課題事項確認書を所属に照会の上、回答を求め、その回答内容について所属別に弁明、見解等の聴取（所属別ヒアリング）を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

市役所庁舎 4 階監査委員事務局

(2) 監査の日程（実施期間）

令和 5 年 9 月 2 9 日から令和 6 年 3 月 8 日まで

第 2 監査の結果

監査基準第 2 3 条の規定により、監査の結果に関する報告等を次のとおり行う。

1 監査の結果に関する報告

(1) 総括的事項

監査の結果、監査の対象に係る財務に関する事務の執行については、法令等に基づいておおむね適正に事務処理が行われていた。

しかし、所属別に、委託等に係る契約手続、物品購入に係る事務その他の財務事務手続や例規の整備において一部不適切なものが見受けられた。

これらのことから、次の所属別事項について、それぞれの事務部局内において周知徹底の上、適正な事務執行を行われたい。

(2) 所属別事項

・総務部

ア 総務室

- a 入札保証金及び契約保証金の取扱いや入札結果表、仕様書等の契約関係書類作成事務に一部不備なものが見受けられたことから、適正な契約事務を行われたい。
- b 補助執行のあり方について、現状の組織機構と関係例規に一部不整合が見受けられたことから、機構改革を行うにあたっては、他の部局が所管する例規について、適切な運用となるよう所管部局と調整されたい。
- c 歳入歳出外現金に関して、地方自治法に基づく損害賠償責任を負う職員の明確化を図るため、決裁権者等の具体的取扱いに係る規定を整備されたい。
- d 市長の権限に属する事務の補助執行等のあり方について、現状の組織機構と総務室が所管する現行の例規に一部不整合が見受けられたことから、適切な運用を検討し、例規の見直しを実施されたい。
- e システムの使用許諾等契約に係る事務処理において、完了検査調書等の重要書類作成等事務に一部不備なものが見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。

イ 財政課

- a 指定納付受託者の指定に係る事務において、事務手続の一部に不備なものが見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。
- b 単価契約に係る契約事務において、見積書の徴収がなされていないものが見受けられた。また、当該契約は、当該年度内の歳出予算に基づくもの

であるにもかかわらず、当該契約書に翌年度以降における経費の支出を可能とする条項が設けられていたことから、適正な契約事務を行われたい。

- c システムの使用許諾等契約に係る事務処理において、完了検査に係る重要書類作成等事務に一部不備なものが見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。

ウ 職員課

- a 会計事務の委任に係る告示及び出納員その他の会計職員の任命に関する事務手続の一部に不備なものが見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。
- b 単価契約に係る事務処理において、適切な決裁・専決区分による処理がなされていないものが見受けられたことから、適切な事務処理を行われたい。また、当該契約事項に一部不備なものが見受けられたことから、適正な契約事務を行われたい。
- c 研修会受講料の支出負担行為事務において、支出負担行為伺書へ記載すべき随意契約に係る適用該当条項の記載漏れや指定合議先への合議漏れ等一部不備なものが見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。また、出張報告書の作成がなされていなかったことから適正な事務処理を行われたい。

エ 管財課

- a 電話交換手派遣業務に係る契約は、法令及び本市の条例に定める長期継続契約を締結することができる契約に該当しないことから、翌年度以降にわたる契約の締結は、債務負担行為の予算措置をもって行われたい。また、派遣先管理台帳作成事務に一部不備なものが見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。

オ デジタル情報課

- a 物品購入に係る事務処理において、完了検査調書や納品書等の重要書類作成等事務に一部不備なものが見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。
- b 業務委託に係る事務処理において、随意契約理由書作成事務に一部不備

なものが見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。また、当該契約事務手続において、個人情報特記仕様書に定める提出書類の確認等事務に一部不備なものが見受けられたことから、適正な契約事務を行われたい。

- ・ 選挙管理委員会事務局

- a 物品購入に係る事務処理において、完了検査に係る重要書類作成等事務に一部不備なものが見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。また、当該契約事務手続において、契約書に定める提出書類の確認等事務に一部不備なものが見受けられたことから、適正な契約事務を行われたい。
- b 財務会計処理における支出事務において、支出負担行為決議書等作成事務に一部不備なものが見受けられたことから、適正な財務事務の執行を行われたい。また、支出負担行為伺書へ記載すべき随意契約に係る適用該当条項の記載漏れや指定合議先への合議漏れ、完了検査調書等の重要書類作成等事務に一部不備なものが見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。

- ・ 公平委員会事務局

特に指摘すべき事項等はない。

- ・ 固定資産評価審査委員会事務局

特に指摘すべき事項等はない。

2 監査の結果に関する報告に添える意見

(1) 法令や条例、規則等に基づいた事務執行は、行政運営の基本であり、関係例規等の整備は大変重要である。所管の例規等の一部において、現在の事務事業の運用と異なるものなど、必要な改廃手続が行われていないものが見受けられた。所管の例規等を改めて点検され、必要な手続を遅滞なく行い、適切な事務がなされるよう図られたい。

(2) 契約書、仕様書及び完了検査調書その他の関係書類は、契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認を行う際の基礎となるものであることから、その目的が達せられるよう適正な契約事務を行われたい。

3 監査の結果に関する報告に係る勧告

勧告すべき事項はない。